

## 八尾市市税納税通知書等送付用封筒広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八尾市広告掲載要綱（平成18年11月13日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、個人市民税・府民税・森林環境税（普通徴収）、軽自動車税及び固定資産税・都市計画税の納税通知書用封筒並びに督促状用封筒（以下「広告掲載封筒」という。）に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定める。

(広告掲載の基準)

第2条 要綱第4条及び第5条の規定に該当する広告及び八尾市広告掲載基準（以下「基準」という。）第4条及び第6条の規定に該当する広告は掲載しない。なお、広告を掲載中であっても該当するに至った場合は同様とする。

(広告媒体の規格等)

第3条 広告媒体の規格等は、別に定めるものとする。

(広告掲載の募集)

第4条 広告掲載希望者の募集は、本市広報紙、ホームページ等で公募する。

(広告掲載の申込)

第5条 広告掲載希望者は、指定する期間内に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 広告掲載の決定方法は、別に定めるものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第7条 広告主等は、広告原稿を指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿の作成及び提出は、印刷用完全データをもって行うものとする。

3 広告原稿は、広告主等の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告主等は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第9条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、広告主等の責に帰さない理由により、広告掲載ができなくなったときは、返還することができる。

(広告掲載の取消)

第10条 次の各号に該当する場合には、広告主等への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取消することができる。

- (1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 要綱及び基準並びにこの要領に抵触することが判明したとき
- (4) その他、広告が封筒の編集又は発送上支障となると認めたとき

2 前項の取消しにより発生した損害は、広告主等が賠償するものとする。

(広告主等の責務)

第11条 広告主等は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主等の責任及び負担において解決することとする。

3 広告主等は、広告掲載の決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年10月1日から施行する

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年10月1日から施行する